

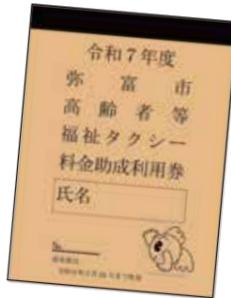
令和7年度分の 福祉タクシー料金助成利用券および 給食サービス利用券の交付を 3月26日(水)から開始します

福祉タクシー料金の助成

高齢者または障がい者で、対象者はタクシー料金の一部が助成されます。

高齢者

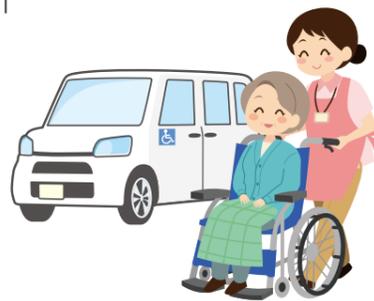
- 対象者
市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方
①介護保険法の要介護認定もしくは要支援認定を受けた方または基本チェックリストによる事業対象者
②75歳以上の運転免許返納者
③介護保険施設などに入所していない方
④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方
- 利用券の交付枚数 年間 36枚
- 助成金の額 1回の乗車につき2枚まで
・1枚目：基本料金および迎車回送料金に相当する額
・2枚目：基本料金相当分まで
- 使用可能期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 申請に必要なもの
・介護保険被保険者証
・運転経歴証明書または取消通知書(令和5年4月1日以降に交付されたもの)
※②の対象の方に限ります。
・障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)



問 市役所介護高齢課(内線174・175)、十四山支所 ☎52-2111

障がい者

- 対象者
市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)
①身体障がい者手帳1級～3級の方 ②療育手帳A、B判定の方
③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方
- 利用券の交付枚数 年間 48枚
- 助成金の額など



区分	利用可能枚数	助成額	
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金 2枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで	
リフト付き タクシーなど	車椅子 ストレッチャー	1回の乗車につき1枚	1,500円
			2,000円

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成は、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

- 使用可能期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)
- 問 市役所福祉課(内線162・163)、十四山支所 ☎52-2111



給食サービス

- 対象者
市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方
①高齢者のみの世帯 ②重度の障がい者のみの世帯
③高齢者と重度の障がい者のみの世帯
- 実施内容
次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。
①自宅へお弁当を配達
日曜日から土曜日(週7回、1日1食まで)までの昼食または夕食のいずれか選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき420円をお支払いください。
※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方は、申請不要です。
②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室で飲食をするときの利用券
1カ月当たり800円分(200円×4枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額は各自負担してください。
- 使用可能期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 申請に必要なもの
・年齢確認ができるもの
・障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)
- その他
総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室で利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを提示してください。
問 市役所介護高齢課(内線174・175)、十四山支所(利用券のみ交付) ☎52-2111



地域づくりと協働の講演会

～つなげよう！住みよいまちを次世代に～

無料
事前申し込み
定員200人程度

4月6日(日) 午前10時15分～11時45分
※開場は午前10時終了予定の
区長・区長補助員会終了後になります。

ところ 総合社会教育センター 中央公民館ホール

申し込み方法 申込書をFAX・持参・メールまたは電話・二次元コードから▶
【申込期限】3月31日(月)



講師 岩崎恭典先生 四日市大学名誉教授、元四日市大学長

私たちはいま、急速な人口減少・高齢化という時代に峠に立ちっており、その時代の中でしか生きていくことのない次の世代のためには何ができるのでしょうか。自治会を中心とした地域の組織はどうあるべきなのか、役員はどう行動すべきなのか、自治会役員の皆さんを始め、地域づくりに関心がある皆さんと一緒に考えます。

問 市役所市民協働課(内線434) ☎ kyodo@city.yatomi.lg.jp 主催：弥富市